

令和元年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見
【概要版】

子ども・子育て支援に関する
事務の執行について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 高久 健一

I 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

子ども・子育て支援に関する事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として平成 30 年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和元年 9 月 2 日から令和 2 年 3 月 27 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

近年、子育て家庭や地域の子どもの育ちをめぐる環境は、急速な少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等の影響を受け一層多様化している。

このような中、国において、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ一元的に推進するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになった。

市でも、平成 26 年度に「いわき市子ども・子育て支援事業計画」（いわき市こどもみらいプラン）を策定、また、それまでの所管の見直しを行い、新たに「こどもみらい部」を創設し、子育てしやすい環境の整備や地域の子ども・子育て支援施策の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちが健全に成長できる地域社会、ひいては人口減少を抑制し、「明るく

元気ないわき市」を目指して、様々な施策を実施し現在に至っている。

次世代を担う子どもとその子育て支援に関する施策は、子育て世代のみならず多くの市民にとって身近で関心の高い問題であると考えられるが、一方で、市の厳しい財政事情も勘案して行っていく必要もある。

以上のような背景に基づき、現在の子ども・子育て支援に関する事務に関して、法令等に対する合规性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 子ども・子育て支援に関する事務の歳入・歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。
- ② 子ども・子育て支援に関する財産の管理運営が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。
- ③ 子ども・子育て支援に関する事務は、市の事後評価、改善活動が適切に行われていることにより経済的・効率的、また有効的に実施されているか。

(2) 監査手続

- ① 子ども・子育て支援に関する事務に関して、関係法令、規則及び諸規程、市の計画・プラン、財務情報等の閲覧、担当者への質問（組織の状況、事務の内容等）を行い、テーマ全体の概要の把握を行う。
- ② 子ども・子育て支援に関する事務の歳入・歳出、財産の管理が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されていることを確かめるため、各種資料（契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書等）の閲覧、担当者への質問及び必要と認めた関連施設の往査を実施し、その準拠性、整合性、各種事務手続の正確性等を検討する。
- ③ 子ども・子育て支援に関する事務が経済的・効率的に、また有効的に実施されていることを確かめるため、市の計画・プランや各種資料（実績報告書、各部課のモニタリング資料等）の閲覧、担当者への質問を実施し、市が事後評価、改善活動を適切に行っているか検討する。
- ④ その他必要と認めた監査手続を実施する。

7 監査対象機関

子ども・子育て支援に関する事務の主たる所管部であるこどもみらい部、及び保健福祉部保健福祉課法人指導係。また、こどもみらい部所管の渚保育所、綴保育所、こども元気センターにも往査した。

8 外部監査の補助者

公認会計士	富	樫	健	一
公認会計士	高	嶋	清	彦
公認会計士	齋	藤	紀	朗
公認会計士	宮	西	宏	幸
公認会計士	中	鉢	政	彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

II 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。	3 2
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	6 7

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和2年2月末現在の判断に基づき記載している。

子ども・子育て支援の施策に関する状況 いわき市における子ども・子育て支援の施策の状況

1 事業計画のPDCAサイクルによる管理について【指摘事項】

今後は、計画の網羅的進捗管理を行い、その結果を児童福祉専門分科会等へ報告、点検・評価を十分に受け、翌年度の施策の改善・発展につなげるというPDCAサイクルを十分意識して事業を展開していく必要がある。

2 いわきネウボラの各地域への展開について【意見】

今後は、さらに地域ごとに市の担当者、子ども・子育て支援団体他多様な関係者を交えた横の連携を強化し、その中で地域における各種支援事業の過不足の調整、課題等の抽出や対応策の立案・実行が行える体制を整え、子ども・子育て支援事業全体の充実を目指すことが望まれる。

3 子ども家庭総合支援拠点の設置について【意見】

市及び県の浜児童相談所を合わせた児童虐待等件数は平成30年度で367件と3年前より2.71倍と、要保護が必要な児童が急増しており早急な設置が望まれる。

4 監査調書の記載について（指導監査について）【意見】

記載がないと指摘事項等との拾い漏れ、また、外部第三者から見た場合、網羅的に監査が実施されたか否か判断が難しく、監査調書に必要な事項の記載を行う必要があると考える。

5 主な指摘事項をまとめた集約表の作成について（指導監査について）【意見】

集約表があれば、調整会議での各人の共通理解、また、児童福祉施設等は介護サービス事業者等と異なり、集団指導等の実施がない現状の中、施設へ集約表を周知することで注意喚起にもなり有用と考える。

6 保育園の業務の質の外部評価について（指導監査について）【意見】

指摘状況表の中で、「業務の質の評価について（外部評価）」が、2年連続助言となっている法人が多く散見される。市は、外部評価を実施した法人の参考例等をもとに、実施の働きかけを強化する必要があると考える。

こどもみらい部における事務の執行状況について こどもみらい課

7 事業の廃止に関する起案書について（新婚生活若者支援事業費（結婚新生活サポート事業費））【意見】

本事業は、平成30年度で終了となったが、起案書での廃止の理由として、「ア婚姻率の上昇等の、明確な効果が表れていないことや、イ事業の制度設計に課題があり費用対効果が薄いこと」が挙げられていた。一方、利用実績は増加しており、本事業に関するアンケート（補助申請時）における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」は目標70%に対し実績90.9%となっており、これらの点も考慮した上、なお廃止せざるを得ないような理由の記載が必要であったものとする。また、今後、同様な国からの助成事業がある場合には、明確な指標値、事業効果等を十分検討した上で事業に取り組む必要があると考える。

8 滝尻保育所改修工事（3,445千円）について（公立保育所施設管理費）【意見】

指名競争入札であるが、当初の予算に組み込まれていた工事なので、入札手続に要する期間を十分に確保すれば、施工可能期間に影響を及ぼさず、また時限措置を使用することなく、競争性を確保した入札手続を実施することも可能であったものとする。今後留意が必要と考える。

9 宮保育所ブロック塀改修工事（3,240千円）について（公立保育所施設管理費）【意見】

検査の履歴を示す写真撮りは3月14日の後付けとなっており、本来であれば検査合格時点で行うべきであったと考える。

1 0 一般競争入札について（公立保育所整備事業費）【意見】

より競争性を確保した入札手続を実施するために、地域要件の緩和や入札応募期間の延長等の検討が必要と考える。

1 1 事業者による入札手続の実施状況の確認について（民間児童福祉施設建設補助金及び認定こども園整備事業費補助金）【意見】

本件建築工事に対する補助金のように補助金額が多額になる場合、金額的な基準を設け、基準を超える補助事業者については、入札手続の実施状況を確認することが必要と考える。

1 2 最低制限価格算定シートについて（除去土壌等管理・搬出推進事業費）【指摘事項】

最低制限価格算定シートの作成や廃棄については、規程等において明文化されていないものの、当該シートには、「取扱注意 予定価格設定者が廃棄願います」との記載があったことから、適切に対応することが必要であった。

1 3 増額変更契約について（除去土壌等管理・搬出推進事業費）【意見】

渡辺保育所の設計変更兼変更契約締結伺は、少なくとも夏井保育所が変更した平成 30 年 12 月 12 日の時点で伺いを提出できていた可能性もあり、今後は先行している事業の事実関係を把握し適時に変更する必要があると考える。

1 4 契約形態移行時の対応について（除去土壌等管理・搬出推進事業費）【意見】

本契約は 8 号の随意契約であるが、役務的業務委託契約であり、この場合、随意契約確認表の添付や公表の義務付けは不要とのことで、経緯等示す文書は残されていなかった。今後は何らかの文書で明瞭にその経緯を明らかにしておくことが必要と考える。

こどもみらい部における事務の執行状況について こども支援課

1 5 必要書類の保管方法について（屋内遊び場管理運営費）【意見】

委託業務完了報告書、利用状況報告書、実績報告書については、各事業所より年度末に提出されるということから別保管となっていた。決裁関係の必要書類については、一体として管理する必要がある。

1 6 随意契約の具体的な理由の記載について（屋内遊び場管理運営費）【意見】

随意契約の理由については、いずれの地区でも同様の理由の記載が必要であるが、平成 30 年度の北部地区では、東京電力福島第一原子力発電所事故による要因が記載されておらず記載が必要と考える。

1.7 収支決算書の内訳の確認について（屋内遊び場管理運営費）【意見】

多少の増減は止むを得ないものの、大幅に変動している支出については、変動した理由、支出の内容について吟味し、趣旨に合致しているか否かを確認することが必要と考える。

1.8 検査調書の作成省略について（屋内遊び場管理運営費）【指摘事項】

本事業（委託契約）においては完了報告書をもって、実績額の確認及び確定を行っていることから検査調書を作成していない。検査調書の作成省略については、明瞭な根拠がないことから、作成の上、決裁を受ける必要がある。

1.9 補助金等交付申請時の提出書類について（障害児保育等事業費補助金）【指摘事項】

当年度の補助金交付書類等を確認した結果、認定こども園の認可に関する記載がなく、交付要綱にも扱いの規定がないことから、前年度決算書を徴求していない理由が明らかではなく、その経緯を少なくとも記載しておくべきであったと考える。

2.0 「いわき市障害児保育事業費補助金交付要綱」の記載について（障害児保育等事業費補助金）【意見】

現状の運用も否定されるものではないが、それならば交付規則第4条第2項を受け、交付要綱に、交付規則第4条第1項第3号の前年度決算書の入手の省略とその場合の扱いの記載が必要と考える。

2.1 補助金等交付申請書の所見記載について（障害児保育等事業費補助金）【意見】

申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いの統一が必要と考える。

2.2 収支決算書について（障害児保育等事業費補助金）【意見】

資金収支計算書の提出をもって実績報告とすることを否定するものではないが、内容の確認をさらに十分に行う必要があると考える。また、収支予算書がある現状から、原則として収支決算書の提出も求める必要があると考える。

2.3 補助対象経費の集計について（障害児保育等事業費補助金）【意見】

市は、「本俸のみで補助基準額を上回っている場合、それ以外の人件費を対象経費として記載する必要はない」との文言を改め、全ての対象経費を集計、記載させる指導が必要と考える。

2.4 補助事業完了届の提出について（障害児保育等事業費補助金）【指摘事項】

補助事業完了届の綴りを確認した結果、完了届の提出及び完了届の完了日の記載を失

念の事業者が各々1法人ずつあった。1法人のみ提出がなく、他法人は入手されていることから、原則は入手するものと考えられ、今後留意が必要である。

2.5 補助金支出計画書におけるその他の経費の確認について（民間保育所運営費補助金）
【指摘事項】

その他の経費の金額に関しても摘要欄等に内訳明細を記載させ、内容を検討、支出計画書の金額と申請額との一致を確認した上で交付決定する必要がある。

2.6 調理員加算額の予算計上について（民間保育所運営費補助金）【意見】

前年度以前から申請していない保育所等については、状況を確認した上で、できるだけ予算に含めないことが必要と考える。

2.7 「いわき市民間保育所等運営費補助金交付要綱」の記載について（民間保育所運営費補助金）【意見】

現在の交付要綱では、交付規則の省略規定の記載がないので、交付規則で規定されている書類が必要か否かの判断ができない。交付規則と交付要綱の記載の関係を再度整理し、省略可能のものであれば、その旨を交付要綱に記載する必要があると考える。

2.8 新規申請法人の前年度実績書類について（民間保育所運営費補助金）【指摘事項】

申請法人の中には、新規申請法人もあるが、前年度の支出実績書等の入手がされていなかった。今後留意が必要である。

2.9 補助事業等実績報告書の確認資料について（民間保育所運営費補助金）【意見】

金額的、内容的に重要と考えられる支出に関しては、できるだけ原本により確認をする必要があると考える。

3.0 補助金支出実績書の内訳の確認について（民間保育所運営費補助金）【意見】

特に経費精算額が、計画に比して増加している場合は、経費支出額が、補助対象経費に該当するか否かという点で、さらに慎重に支出内訳額を確認する必要があると考える。

3.1 ホームページの更新について（保育補助雇上強化事業費補助金）【指摘事項】

交付要綱は、監査日時点で、令和元年11月1日現在最新となっているホームページ上の例規集・要項サイトでは更新されていない。適時に更新する必要がある。

3.2 補助金等交付申請書の所見記載について（保育補助雇上強化事業費補助金）【意見】

申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケー

スもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要があると考える。

3.3 補助対象経費の範囲について（保育補助雇上強化事業費補助金）【指摘事項】

本補助事業は開始されて間もないが、市は、各施設の状況を調査した上で、補助対象経費の範囲の解釈の統一化を図り、算定及び確認において主体的に関わる必要がある。

3.4 補助事業完了届について（保育補助雇上強化事業費補助金）【指摘事項】

精算の条件として、実際には、補助金等実績報告において、補助事業完了届が提出されている。したがって、交付要綱の省略規定は不備と考えられ改定する必要がある。

3.5 利用率の向上について（保育補助雇上強化事業費補助金）【意見】

本事業は、保育士の業務負担の軽減を図り、その職場環境を良くし、ひいては保育士の離職を防止するという重要な事業と考えられる。したがって、市より施設に対して事業の理解を深めるよう努力し、また、施設が個別に募集等を行っても実績に結び付かないとすれば、市が主体的に募集等して雇用に結びつける等により積極的施策を講じていく必要があると考える。

3.6 見積徴求起案書等の記載について（病児・病後児保育事業費）【指摘事項】

C病院については、事業運営への実質的な補助とも考えられるが、例外的な取り扱いであるのに、その経緯等が見積徴求起案書等で明確になっていないことは問題であり、今後留意が必要である。

3.7 医療機関の状況調査について（病児・病後児保育事業費）【意見】

C病院はもちろんのこと、Bクリニックも利用児童数の伸びが低調となっている。市は、その原因を調査、分析し、利用率の改善につなげる必要があると考える。

3.8 随意契約の理由記載について（病児・病後児保育事業費）【意見】

施設の特異性は記載されていない。施設の特異性は、他の医療機関では実施することができないことから、理由として記載することが必要と考える。

3.9 実績報告の確認について（病児・病後児保育事業費）【意見】

対象医療機関からの実支出額項目に関する踏み込んだ資料の確認はしていない。適切な支出がなされているか確認するために、予算や前年度金額と比較分析等を行うことにより異常値を確認し、それについて重点的に調査すること等が必要と考える。

4.0 補助事業等計画変更申請について（病児・病後児保育施設整備事業費補助金）【意見】

入札による減額により契約締結となり、市にその報告があった時点で補助事業等変更申請を行うことも可能であったものとする。今後、留意が必要である。

4 1 認可定員超過について（私立保育所施設型給付費及び認定こども園施設型給付費）

【意見】

定員超過にある保育所は、保育所利用者にとって立地などのメリットがあるため集中していると考えられ、施設の設備数や職員数が基準を充足している状況、また、将来的に少子化傾向にあることから安易に利用定員を増やすこともできない現状ではあるが、形式的には、認可定員超過になっていることも踏まえ、認可定員超過の考え方を再整理することが望まれる。

4 2 教育・保育認定の申請書について（私立保育所施設型給付費及び認定こども園施設型給付費）【意見】

地区センターの受付印が押印されていない書類が散見された。受付印には押印時の日付もあり、受付日を確認できる機能もあるため漏れなく押印することが必要と考える。

4 3 補助金等交付申請書の所見記載について（延長保育・一時預かり事業費補助金）【意見】

申請書への所見の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、各補助事業での様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。

4 4 随意契約の理由と今後の対応について（放課後児童健全育成事業費）【意見】

理由を再検討した上で不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性や経済性を確保するため、既存の児童クラブも含め公募等の方式の検討が必要と考える。

4 5 仕様書の記載について（放課後児童健全育成事業費）【意見】

保護者の就労証明書等の書類に関しても、仕様書に明記した上でその備えの徹底を意識させる必要があると考える。

4 6 条例の遵守について（放課後児童健全育成事業費）【意見】

イ) 面積基準の遵守

面積基準に関しては、附則で当分の間努力義務としているが、市は、今後も利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保、新規の施設整備等を行うが、その実施に当たっては面積基準にも十分留意する必要があると考える。

4 7 条例の遵守について（放課後児童健全育成事業費）【意見】

ロ) 支援の単位に関する基準の遵守

支援の単位に関しても、附則で当分の間市長がやむを得ないとするときは、この限りではないとされているが、今後、イ) 面積基準の遵守と同様な対策を取る他、1クラブの中をパーテーションで区切る等により、複数の支援の単位に分割する方法等も検討する必要があると考える。

4 8 委託先のモニタリングについて（放課後児童健全育成事業費）【意見】

児童の健全育成を図るという観点から、委託契約とはいえ、より踏み込んだモニタリングが必要と考える。具体的には、クラブ数が多い状況なので、毎年審査するクラブを決め、ローテーションにより現地での視察・面談、収支状況を含めた重要な運営状況数値の実地確認等を取り入れ、クラブに対する牽制機能を高めることが必要と考える。

4 9 開所する日数の増加について（放課後児童健全育成事業費）【意見】

開所日数が 280 日以上の子童クラブは全国的に約 7 割を超えている。したがって、280 日を下回る子童クラブに対しては、保護者等のニーズ、委託先の状況を確認した上で、積極的に日数増加の働きかけを行う必要があると考える。

5 0 利用者負担について（放課後児童健全育成事業費）【意見】

現在、兄弟姉妹利用世帯やひとり親世帯等に対する減免はなされておらず、今後、市あるいは委託先による減免の検討の必要があると考える。

5 1 中央台北小児童クラブ室トイレ増設工事について（放課後児童健全育成事業費）【意見】

イ) 入札実施の早期化について

より早期に入札を行えば、指名替え可という条件により、当初の入札も実施でき、一定の競争性の確保により契約を締結できた可能性もあったと考えられる。今後留意する必要がある。

5 2 中央台北小児童クラブ室トイレ増設工事について（放課後児童健全育成事業費）【指摘事項】

ロ) 随意契約の理由について

「経費を約 10 万円縮減することができる。」としており、当初の設計額においては言えるが、実際には、随意契約時の設計金額（税込）は、再発注手続きを経て 4,473 千円とアップ、契約額も 4,428 千円となっており、全体として有利とはなっておらず理由には不備があった。今後十分留意する必要がある。

5 3 随意契約の理由と今後の対応について（ファミリー・サポート・センター事業費）【意見】

現状の随意契約の中の「市内で唯一の事業者」という理由は再検討する必要があり、再検討した上でも理由が不十分な場合には、地方自治法上、随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、契約の透明性や経済性を確保するため、公募等の方式の検討が必要と考える。

5 4 事業委託実績報告書等について（ファミリー・サポート・センター事業費）【指摘事項】

市は、事業委託契約第 8 条により委託期間終了後、事業実績報告書及び収支決算書の提出を求めているが、不備があった。年度での実績報告書等の入手・確認は、市として事業が適切に行われたことを検証する手段の一つであり、今後厳正な対処が必要である。

5 5 市への月次活動報告について（ファミリー・サポート・センター事業費）【意見】

市は、委託者より毎月活動状況の報告を書面にて受けているが、その中には、トラブル、事故・ヒヤリハットの報告、マッチングに至らないケース等の異例事項については記載がない。月次で書面による報告があれば記録として残り、市も、本事業の全体の把握や他の子ども・子育て支援事業に役立てることができると考えられ、書面による異例事項の報告の検討が必要と考える。

5 6 病児・緊急対応強化事業の委託先のモニタリングについて（ファミリー・サポート・センター事業費）【意見】

委託先は管理面で弱い面も見られ、今後も適時に現場の状況や支出内容のモニタリングを継続していく必要があると考える。

5 7 周知の方法について（ファミリー・サポート・センター事業費）【意見】

特に基本事業に関しては、会員数及び相談件数とも横ばいの状況であり、今後も地元自治会等への呼びかけも含め、周知活動を継続的に行っていく必要があると考える。

5 8 決裁日付について（こども元気センター管理運営費）【指摘事項】

使用料の徴収及び収納に関する事務の委託について（伺い）及び寄附受納について（伺い）について、起案書の決裁日付が漏れており、今後留意が必要である。

5 9 指定管理者の財務内容について（こども元気センター管理運営費）【意見】

平成 30 年度における第 4 四半期の指定管理料は、事業団からの要請により前倒しで繰

上支出を行っている。資金ショートを回避するためのものである。このような状況において、令和元年度以降の指定管理者の選定において、公募したものの、応募者は当該事業団のみであった。選定に当たっては、採点項目の団体の概要等において、財務状況は良好なものであるかというものがある。財務状況の判断は、配点も低く決定要因としてはあまり重要視されていないように見受けられるが、財務内容、事業の継続性について、選定時に十分議論する必要があった。また、今後の財務内容の推移に関しては、十分モニタリングする等の対応が必要である。

6 0 こども元気センターにおける情報把握について（こども元気センター管理運営費）

【意見】

新規来館者について、知りえた情報源や参加理由、参加した地区別の乳幼児数や年齢等のアンケートによる把握は現状行われていない。投書箱等の設置により情報を把握し事業運営に役立てる必要があると考える。

6 1 こども元気センターの事業実施区分について（地域子育て支援拠点事業費）【意見】

こども元気センターも実質的には児童館・児童センター、本事業においても「連携型」区分と考えられ、事業実施区分の再検討が必要と考える。

6 2 地区ごとの支援拠点のバランスについて（地域子育て支援拠点事業費）【意見】

比較的乳幼児が多い平地区は、児童館等の施設がないため、指定管理者事業としての子ども・子育て支援業務はない。現状、市は本事業の支援拠点を主たる地区ごとに1拠点としているが、利用者の日常の交通の便や地区内でのその他の子ども・子育て支援事業の実施状況等も勘案した上で、本事業における地区ごとの支援拠点のバランスについても再検討することが必要と考える。

6 3 各支援拠点から提出される報告書における記載の統一について（地域子育て支援拠点事業費）【意見】

イ) 年度実績報告書における利用実績の利用組数の記載について

支援拠点でまちまちであり統一を図る必要がある。また、相談件数欄はないが記載欄を設け記載させる必要がある。

6 4 各支援拠点から提出される報告書における記載の統一について（地域子育て支援拠点事業費）【意見】

ロ) 月次における利用件数等報告書の報告内容の統一について

支援拠点でまちまちであり統一を図る必要があると考える。

6 5 各支援拠点の利用者数及び相談件数について（地域子育て支援拠点事業費）【指摘事項】

本事業の効果を測定する指標として、利用人数・相談件数は重要であるが、市は現状、各支援拠点からの報告数を単純に集計して利用実績としている。しかし、尺度の異なる数値を集計することは問題であり、支援拠点の状況を調査した上で、共通の尺度によりカウント・報告させる必要がある。

6 6 こども元気センターにおける子育て支援日誌記載の網羅性について（地域子育て支援拠点事業費）【意見】

ほぼ毎日 5 件の記載のみがなされている。実際は、それより多い日もあるとのことであり、実情を把握するために網羅的に記載する必要がある。

6 7 児童厚生施設の管理及び運営に関する規則について（児童館施設管理運営費）【意見】

今後、市の児童館・児童センターは、未就学児（0 歳から 2 歳）への対応とその保護者への対応を中心とする方向性が示されている。また、指定管理業務仕様書では、子ども・子育て支援事業に関し明瞭な記載となっている。したがって、規則の第 2 条及び第 3 条についても、その方向性を受け明瞭な記載とする検討が必要と考える。

6 8 給与計算の誤りについて（公立保育所管理経費及び公立保育所事業費）【指摘事項】

1 日は休日であったが、給与計算上は両方とも出勤扱いとしており、結果として 1 日分多く給与の支払いがなされているケースがあった。給与計算はいろいろな雇用形態があり、職員の出勤も変動的であることから複雑化している。職員の出勤管理も含めた給与計算のチェック体制の構築が必要である。

6 9 公立保育所の収支管理について（公立保育所管理経費及び公立保育所事業費）【意見】

今後、保育所の民営化や少子化・老朽化による統廃合を検討する際にも、保育所ごとの採算管理は重要な判断材料になると考えられることから、各保育所の収支管理を行い、保育事業の効率的な施策を検討することが望ましい。

7 0 保育所利用者負担金の債権徴収に向けた取組について（保育所利用者負担金（歳入））【意見】

回収業務の対応にも職員により差があり、また担当が交代した際の引継ぎも十分ではなかったケースがあった。児童手当からの特別徴収や財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足していることもあり、十分な回収ができていない。回収率を高めるために、債権回収のマニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必要と考える。

7 1 備品の管理について（公立保育所往査～渚保育所往査）【指摘事項】

備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。また、備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、登録の抹消手続きを行う必要がある。

7 2 休日保育及び一時預かりの勤怠管理について（公立保育所往査～渚保育所往査）【指摘事項】

出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせずに勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。結果として給与計算上は翌月分の給与で調整されているが、シフト表や調整した内容も残っていないことがあり、実際の勤務実態が把握できず、また、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに、勤怠管理上の問題があると考えられる。そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。

7 3 備品の管理について（公立保育所往査～綴保育所往査）【指摘事項】

備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。また、備品台帳には備品を特定できるように分かりやすい名称で登録するようにし、また備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には登録の抹消手続きを行う必要がある。

7 4 休日保育及び一時預かりの勤怠管理について（公立保育所往査～綴保育所往査）【指摘事項】

出勤簿と実際の勤務日が整合していないケースがある。勤務簿と実際の勤務日との差異は、出勤不足の場合は翌月に出勤の押印をせずに勤務し、出勤過剰の場合は翌月に出勤の押印をして欠勤することで調整している。調整した内容は PC の勤務表にコメントが残されていること等のため、事後的に実際の勤務状況を把握することは可能だが、実際の勤務状況と勤務簿や職員稼働状況報告に差異があることに勤怠管理上の問題があると考えられる。そのため、出勤管理や給与計算の体制を見直す必要がある。

7 5 本事業に計上する人件費等の基準について（土曜日保育事業費）【意見】

本事業は当初モデル事業として実施された経緯から本事業費が通常の運営管理費と区分されていたとのことであるが、本事業が開始して 10 年以上が経過しており、事業が経常的に行われるようになったことから、予算管理上、通常の保育所の運営・管理経費（公立保育所事業費）に一本化して運用する検討が必要と考える。

7 6 収支状況報告書について（へき地保育所施設管理運営費）【指摘事項】

予算見積時には、間接経費を見ていたのに対し、収支状況報告時には、その分が織り込まれていない。したがって、市は間接経費の実際発生額も織り込んだ収支状況報告書を提出させ、全体の実際発生額を把握する必要がある。

7 7 2 保育所の今後のあり方について（へき地保育所施設管理運営費）【意見】

市としては、市内の乳幼児に均等な保育の機会を与える役割があり、当該事業を実施しているものの、結果的に、1人当たり支出額で比較した場合、現状2保育所の方が2倍強多くなっている。したがって、今後2施設に関しては、同地域の今後の保育需要、地域住民の意向等も踏まえながら、近隣の保育所への統合、あるいは地域型保育の枠組みの活用等も視野に入れた検討が必要と考える。

7 8 要綱で規定される提出書類の未徴求について（私立幼稚園運営費補助金）【指摘事項】

監査対象とした3園のうち1園について、要綱において実績報告書の添付書類とされている計算書類が徴求されていなかった。要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。なお、計算書類については、私立学校振興助成法において公認会計士等の監査が求められていることから、提出書類の適正性の点から監査報告書が添付されたものの提出を受ける必要がある。

7 9 実績報告書の記載について（私立幼稚園運営費補助金）【意見】

日付や担当者名の記載は必須ではないものの、他の補助金申請時に記載しているケースもあり、様式記載方法の取扱いを統一する必要がある。また、実績報告書の添付書類において、各書類間で数値の不整合があるなど記載に誤りがあると考えられるものもあった。今回の場合、記載内容の誤りが交付金額に影響するものではないが、今後留意が必要である。

8 0 要綱で規定される提出書類の未徴求について（私立学校運営費補助金）【指摘事項】

本件補助金はいわき市私立学校運営費補助金交付要綱（以下「要綱」）に基づき交付されている。しかし、要綱において規定されている提出書類のうち一部の書類が徴求されていない。要綱に従い必要書類を漏れなく徴求する必要がある。

8 1 未執行予算額について（一時預かり事業費補助金（幼稚園型・新制度分））【意見】

直近では、利用実績が増加傾向にはあるものの、まだ予算額と大幅乖離が見られ、この傾向が続くならば、当事業の予算減額を行い他事業に予算充当する検討も必要と考える。

8.2 統合保育を実施する幼稚園の拡大について（市立幼稚園特別支援教育推進事業費）

【指摘事項】

本事業は、市各地区の市立幼稚園 6 か所を対象としているが、定員枠があり、また遠距離通園となる等のため 6 か所に就園できない幼児が存在しており、当該幼児に対応するため、市は 6 か所以外の市立幼稚園でも受け入れを行っている状況である。6 か所に就園できるか否かで、実施要綱にある助言指導等のプロセスを受けられるか否かが決まることは問題であり、また、本事業へのニーズが高まる中、事業の効果を総合的に把握する必要もあり、対象幼稚園の枠を広げる、あるいは 6 か所を基本としながら、その他の園も本事業の枠組みに組み込む等の対応が必要と考える。

こどもみらい部における事務の執行状況について こども家庭課

8.3 過誤納返還金を減少させる対応策について（国県支出金等過誤納返還金）【意見】

今後、市として、受給者数変動の傾向を分析し、より正確な額で追加交付申請を行い、過誤納返還金の減少に努める対応を図っていくことが必要である。また、市負担金については、概算交付額より実績報告額が 18,228 千円上回った状況であり、補助金概算交付申請時の算定を適切に行うことによって、適切な予算の策定ができるものとする。

8.4 児童手当返納金の債権管理について（児童手当）【指摘事項】

管理台帳は、氏名・調定日・調定額・収入日・収入額・収入未済額の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。

8.5 児童手当返納金の債権徴収に向けた取組について（児童手当）【指摘事項】

いわき市財務規則では、納期限後 20 日以内に、督促を行うこととされている（市財務規則第 57 条）が、児童手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。

8.6 児童手当返納金の不能欠損処理について（児童手当）【指摘事項】

担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成 25 年度以前に発生した残高は 754,000 円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不能欠損処理を行うことが必要である。

8.7 児童扶養手当返納金の債権管理について（児童扶養手当）【指摘事項】

管理台帳は、氏名・調定日・調定額・債務の発生日・理由・最終納入日又は承認日の情報のみであり、督促等の経緯の情報が含まれていない。債権管理に必要な情報を盛り込んだ台帳として整備し、運用することが必要である。

8 8 児童扶養手当返納金の債権徴収に向けた取組について（児童扶養手当）【指摘事項】

いわき市財務規則では、納期限後 20 日以内に、督促を行うこととされている（市財務規則第 57 条）が、児童扶養手当返納金について、納期限を超過した納入者に対する督促や催告は特段行われていない。規則に従い、適時に督促や催告を行い、債権の回収に努めることが必要である。

8 9 児童扶養手当返納金の不能欠損処理について（児童扶養手当）【指摘事項】

担当者への質問の結果、過去の督促及び催促等の経緯が不明のため、時効の成立時期が不明であることから、不能欠損処理は行っていないとのことである。上表の通り、平成 25 年度以前に発生した残高は 6,052,470 円であり、本来不能欠損処理すべきものがあると考えられる。適切な債権管理を行い、適時に不能欠損処理を行うことが必要である。

9 0 支給の起案書について（父子母子奨学資金）【指摘事項】

2 件について支出負担行為兼支出命令書は確認できたものの、起案書が見当たらなかった。起案書はその添付書類と一緒にファイリングされて保管されている。原因としては、起案書を管理している担当者が年度の切り替えで変更になり、起案書の管理が疎かになったと考えられる。起案書等の文書管理の徹底が必要である。

9 1 プレママ・プレパパクラス等の開催について（母子保健指導事業費）【意見】

市内産婦人科の動向等もあるが、プレママ・プレパパクラス等の潜在的需要はあると考えられ、プレママ・プレパパクラスの土曜日開催やマタニティサロンの週末開催の検討が望まれる。

9 2 助成承認決定起案書と元資料の照合について（不妊治療費助成事業費）【指摘事項】

起案書に上司の押印承認がなされているが、起案書と元資料の数値が不一致のまま承認されているのは問題であり、上司は、起案書と元資料の修正を確認した上で承認する必要がある。今後留意が必要である。

9 3 不妊専門相談センターの設置について（不妊治療費助成事業費）【意見】

市では、監査日現在未設置の状況である。国では、単独での設置が困難な場合、県と協力・連携して実施する方法もあるとしているが、何時でも身近に相談できる場所として、市単独でのセンターの設置が望まれる。

9 4 健康診査会場での情報把握について（乳幼児健康診査事業費）【意見】

乳幼児の保護者からの情報の吸い上げは幅広に行われた方が良く、健康診査会場での投書箱等の設置の検討が望まれる。

9 5 未受診者のモニタリングについて（妊産婦健康診査事業費）【意見】

一定の基準を決めて未受診者のデータの抽出とモニタリングを行う意義はあると考えられ、その中で受診が不連続となっているケース等については、受診勧奨の対応が必要と考える。

9 6 母子保健コンシェルジュ間の意見交換の場の開催について（母子保健コンシェルジュサービス事業費）【意見】

定期的な母子コンシェルジュ間の意見交換の場の開催は行われていない。母子コンシェルジュ同士の横の連携を図り、業務の共通理解・課題等の認識を深めるため、定期的な開催が必要と考える。

9 7 専用パソコンの設置について（母子保健コンシェルジュサービス事業費）【意見】

入力業務も多い中、現在、専用パソコンがなく他の保健師やケースワーカーと共同使用のため、こま切れ時間を利用して行う等効率が悪くなっている。令和 2 年度には共同使用するパソコンが各地区センターに増設される予定であるが、専用パソコンの設置の検討が望まれる。

9 8 母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権徴収に向けた取組について（貸付金（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（特別会計）））【意見】

滞納件数が多く人員が不足している現状がある。また、財産差押えなど強制執行手続き等の専門知識や経験を持つ職員が不足しているため、十分な回収ができていない。債権回収のマニュアル整備と運用の徹底、専門知識を持つ人材の充足等が必要と考えられる。

9 9 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納整理について（貸付金（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費（特別会計）））【意見】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納金額が全体として増加傾向にあるが、複数貸付の名寄せ管理等ができていない状況であり、データ整備を行った上で、滞納金額を分類・整理、滞納者ごとの実情を把握し、効率的・効果的な回収を図る必要があると考える。